

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設）（3）」

2. 日時：令和4年5月30日（月） 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

研究炉等審査部門

菅生主任安全審査官

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部原子力規制総括調整官

六ヶ所原子力規制事務所

鈴木原子力運転検査官、皆川原子力運転検査官

日本原燃株式会社 榎 執行役員 安全・品質本部副本部長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「濃縮・埋設事業所 ウラン加工施設、廃棄物埋設施設再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 燃料加工施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000104.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000104.html)

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及

び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000103.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000103.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000212.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000212.html)

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000213.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000213.html)

- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000119.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000119.html)

- ・ 令和4年4月15日  
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月26日  
「日本原燃(株)濃縮施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月27日  
「日本原燃(株)廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月28日  
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月11日  
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月19日  
「日本原燃(株)廃棄物埋設施設の保安規定申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月20日  
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月25日  
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物

埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	後の1ハセガワ、埋設事業部から、古田再生事業部から速水、濃縮事業部から出町サカモト勝見。
0:00:13	も、燃料制度事業部から5億の合計10名でございます。
0:00:18	本日ですけれども、す。
0:00:20	5月13日ヒアリング以降、お出ししております。
0:00:25	補足説明資料の内容の変更点を中心にご説明させていただきまして、
0:00:31	今後行う補正の内容を固めたいと、いうふうに思っております。
0:00:36	事前にご議論いただきました資料にて内容につきましては、説明資料に反映してございまして、反映できないものにつきましては口頭で補足させていただきながら、一通りご説明をさせて質疑をさせていただきたいと思っております。
0:00:49	よろしくお願いたします。以上でございます。
0:00:53	ありがとうございます。
0:00:59	続きまして、それでは埋設事業埋設施設から資料の方をご説明させていただきます。
0:01:07	はい日本原燃の古田でございます。それでは説明の方させていただきます。資料番号ですが、埋設個別03、R1ということで5月19日提出。
0:01:19	古川議員をご覧ください。
0:01:22	そのうち1枚めくっていただきまして下のページ番号で1ページお願いします。
0:01:27	2ポツの組織改正に係る説明のところ、前回、ヒアリングの際にコメントいただきまして、
0:01:33	建設常務麻生城野様もこういったところがふくそうしているという目的の記載がはっきりとわからないというコメントいただきましたのでこちら記載しております。
0:01:42	そのページの下の方に行きまして、
0:01:47	まず④として今回王子書いておりますけど前回④と⑥には分かれていたんですけど、こちら関連性のあるものでしたので、④にまとめるということでこちらのコメントを受けた対応してございます。
0:01:59	あと③の記載も読みにくかったというところもございまして、あともともと、上の2ポツの括弧進学を集中化という話も書いてございましたので、そちらに関係するところを次の通り修正させていただいたところでございます。
0:02:13	ページをずっとめくっていただきまして、下のページ番号で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	失礼しました。左方別紙と書いてあります下のページ 5.2. 1 というところ以降の記載になりますけど、
0:02:35	こちらも前回ですね放管課長と、
0:02:42	前回ですねすみません、保全課長と運営課長、こういったところ、
0:02:46	6 の記載のところとかですね、別表 1 の管理担当課長。
0:02:50	ちょっとすみません画面の方についていってないようですけど、もっとスクロールしていただいて、
0:02:56	そのまま。
0:02:58	うん。
0:02:59	ちょっと今画面の方に表示しているところの、
0:03:03	黄色い網掛けのところ、前回
0:03:08	運営課長と放射線管理課長、あと保全課長といったところ、情報、安全避難通路であったり 47 条であったり別表 1 ということで補修担当課長管理担当課長の表に飛ばしているところ、こちらの関連性が見にくいというところもございましたので、
0:03:25	もうちょっとこれスクロールしていただきますと、一部小加来課長のところですね、管理担当課長募集担当課長に菅の方に関係するところはですね、表、
0:03:36	追加させていただいております。
0:03:40	例えばですね下の添付の 2 の別 6。
0:03:47	のところの、ここは放射線管理課長のところの 2 ページ目ですけど、こういったところに実際の別表 1 の一部抜粋表の一部を抜粋した形で書いてございます。
0:03:59	はい。全体的にこの別表 1 に登場する方のところには同様の変更をしてございます。
0:04:06	あとは、ちょっと記載の適正化といったところにはなりますけれど、ですね、埋設運営部長というところも、1.2 の別 7、下のページ番号で県の別 7、
0:04:20	になりますけど、ここが一番上のところ第 22 条 2 号 61 ということで施設管理の管理計画の条文書いてございますけどこれ前回
0:04:29	22 条を意図せずですね他に記載主語となるところがないみたいなそんな記載してましたけどこちら、22 条も当然ありますので、ご指摘の通り修正しております。
0:04:41	マイクからの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	ページオオハシですけれども、ただいまの説明に関して規制庁側から質問、
0:04:54	確認等があればお願いします。
0:04:57	規制庁の菅生です。資料ありがとうございました。
0:05:02	衛藤。ちょっと1ページで前回私からちょっと指摘させていただいた、
0:05:11	1ページの2ポツの、
0:05:13	2ポツ1の括弧Cで、埋設センター2集中化できていないっていう花Cについてですね。
0:05:22	前回次のページの図を見てもう、要はセンターの外からセンターの内に入ってるような線がないんで、
0:05:32	集中化できてない。
0:05:35	ていう、に対する対応には見えませんねっていう話をちょっとさせていただいたと思ってますんで、今夏裾野市、
0:05:47	1ページの括弧C D、集中化できていないのは後にまたっていうことで追加はされてるんですけども、それから後、前回ちょっと先ほどの指摘した際に、その定期的な評価のことで、
0:06:03	ご説明いただいてその内容が、丸さんに追加されてるんだろうなとは思ってるんですが、
0:06:11	結局のところズーは変わっ
0:06:13	てないんで、
0:06:16	集中化できていないっていう文言に対しての図の説明にはなっていないのと先ほど2ポツ2-03で追加していただいている定期的な評価の話も、
0:06:27	ちょっとですね、
0:06:29	これ読んだだけだと、どうしてるのか、どういう内容なのかが、
0:06:35	非常にわかりづらくて、図にも※を追加していただいているんですけどこの※の内容もですね、
0:06:43	ちょっと読んだだけ妥当ん何かすごくわかりづらいんで、
0:06:49	衛藤。
0:06:51	なんか集中化っていう文言を直すのかあとは図を直すのか
0:06:57	含めてですね、ちょっともうちょっと何か
0:07:01	すみませんわかりやすい説明をしていただきたいなと思うんですけども、その辺ちょっと検討いただけないでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:12	はい。日本原燃の古田ですご意見、承知しました。今ちょっとお聞きしながら考えている半田と、
0:07:20	ちょっと1ページ目のところの2ポツの括弧Cですね、こちらちょっと集中化という言葉ちょっと直してですね、
0:07:27	操業とか建設、こういったものを実施するために業務の再整理が必要というくだりの記載にしようと思ってます。それとですね、図の方も確かにおっしゃる通りの指摘で今回コメントを受けて、前回コメントを受けて注釈をお伝えさせていただきましたけど、
0:07:42	ちょっとやっぱり図を上を書いて、イメージと合わないという、合わないというか理解しづらいということもございますので、線をですねちょっと
0:07:51	追加はしたいと思います。追加の内容は※で書いてある通り、例えばP S Rみたいなものとかをですね協力箇所の取りまとめを今、埋設技術課がしているという記載ではございますけど、保安規定の条文も同様になってますので、
0:08:06	各課だとかですね井関計画部長だとかある程度、或いは開発設計部長とか、こういったところも協力してやってる様が見えるようなですね、多少集中化という言葉消すんですけどこの部の方も
0:08:19	そういったところがわかるようにですね、図の方もちょっと修正させていただいて、文章とイメージが合うようにはしたいと考えてございます。
0:08:29	あとですね③のところさっきお話ありましたのでちょっとこちらもですね、案件を、条文と比べてですねイメージがつきやすいようにちょっと文章が多少長くなるかもしれませんが、
0:08:40	修正させていただきたいと思います。
0:08:43	以上です。
0:08:45	規制庁の菅生です。ありがとうございます
0:08:48	衛藤。
0:08:49	ちょっと見て、
0:08:51	修正いただいたものをみないとわからないのがありますが、イメージとしては多分、主、私が思ってるように直さ直していただけた感じがするなと思いました。
0:09:03	ちょっと丸さんのところは会派ⅠⅠ設計部長が一やる一何々とかを踏まえてとかっていうこうちょっと業務の流れとかも含めてこう書かれてるがゆえに多分逆にわかりづらくなってるところもあると思うんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	そこら辺はちょっと長くなってしまいかもというお話でしたけどわかりやすくなってもらえればいいと思いますのでよろしくお願いします。
0:09:32	はい。日本原燃古田です。承知しました。
0:09:35	規制庁のすごい
0:09:37	私からの埋設関係のコメントは以上になります。
0:09:44	はい、えっと、
0:09:46	岡規制庁から、本件に関して、確認、C、
0:09:51	する方がいいんでしょうか。規制庁コサクです。今の対応でいいんですけど、少なくとももう図ですね、
0:10:00	先ほど文章側で書いてあった会社、開発設計部長から、何がセンター内に移るのかと。
0:10:08	いうその二つの業務、現地試験の業務とぴあ製取りまとめ業務と、
0:10:14	いったものが移管されますよということは図でわかるように、
0:10:18	していただいて、あとそれ以外の各部、各課の
0:10:24	評価改善みたいなことは、
0:10:28	適宜工夫しながら書くということで一緒くたに書くと多分ぐちゃぐちゃになっちゃうんだと思って、
0:10:34	その辺りも図で工夫いただければと思います。
0:10:38	よろしくお願いします。
0:10:40	日本原燃の古田です。図の方見えにくくならない単位での確に必要な文書を通知して、線の引き直したいと思います。
0:10:51	ありがとうございます。
0:10:54	他、規制庁からありますでしょうか。
0:10:58	はい。なければ進めたいと思います。続いて品質保安会議につきまして、説明の方をお願いします。
0:11:08	日本原燃の黒石です。
0:11:10	資料を補足説明資料を、
0:11:13	見本は予定させていただいているものを用いてご説明させていただきます。
0:11:19	まず、資料のほう2ページでございますが、
0:11:31	実績の明確ということで、これまでこういうようなところをおきまして、完全に総務部長に変更して明確にすると、五味の記載でしたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:11:42	変更の理由を明確化するというので、今回議長の変更をこれと同じ理由でございますので、自主的な対応強化のためにこれまで進めてきた安全の流通が関わる電車機能、安全にする。
0:11:54	に集約する機関としてと、今まで理由の方を明確にさせていただいております。
0:11:59	そこにつきましては、今後、提示させていただきます。藤中の申請書を行う、こちらにつきましても変更理由として反映させていただきたいというふうに考えております。
0:12:10	次の3ページでございますけれども、ここにつきましては、前回のヒアリングでご説明させていただく内容補足として、まず処分の前にどういう考えを入れたかということを書き起こし文章として入れさせていただきました。
0:12:22	また営業担当さんにつきましても、これらの同等教育を実施することということで、文書の記載、それから株の運用に関しての紐付けを明確にさせて記載の方、修正させていただいております。
0:12:34	また前回のヒアリングでご検討いただいております、その日程も含めた全体の教育の運用をプランについて、明確に記載するというのをいただいておりますので、
0:12:45	補足事項にその規制を行っております。
0:12:48	この内容につきましては、これまで実施計画書というのを定めておりますので、その作成から品評会もめった審査書の流れを記載させていただきます。
0:12:59	で、具体的な運用としましてはその後また①ということで、まず、保安規定の変更前という形でまとめさせていただいております。
0:13:06	この前の社内での内容としましては、減口表1の中で、これまでの運用を示しております、
0:13:14	作成し、品質作成それから、それから報告等に向けた運用については一連の流れとしても、運用要するに報告されておまして、審査につきましては、られました実施計画書、
0:13:27	この記録で明確にしているという内容でございます。
0:13:30	まず審査につきましては、記録の承認たつて必要な事項が漏れなく記載されていることを確認する行為言いまして、一番の議論結果が、
0:13:39	場所、また同じように反映されているかという確認を行うということで、全体を示させていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	それでは社内規定の、こういった流れを全体を通しますと、次の4ページの方に流れとしてまとめさせていただき、
0:13:55	また変更後におきまして、先ほど長にもまとめておりましたが、審査者、それから、承認者の方からなるということで、変更の方を行うということにしております。
0:14:07	紙の方の方を合わせまして各新旧がわかるようにということコメントしていただいておりますので、私の添付の方におきまして、
0:14:18	従前の運用、それから、今回の保安規定の変更に伴う運用の標準として伝えさしていただいて、今後変更していくものとして表3という形で繋がりがわかるように、審査させていただき
0:14:33	それから4ページ目、次4ポツでございますけれども頻繁に係る事項の変更ということで今後の保安規定の反映に係る説明をここにまとめて記載させていただきました。
0:14:44	品質班会議議長、議会議員の明確化、これにつきましては、前回飛田委員からご説明さしていただいております通りでございます、
0:14:53	副本部長を委員として、必要な排煙を行っていくと、いうことを下の、この伴さん方にまとめさせていただいております。
0:15:02	ここで1ページめくっていただきまして、5ページ目でございますけれども、これは本部長の反映に伴いまして、今回の品質法案会議長の適用する付則の範囲。
0:15:12	指定する日につきましては、側道をしてその前に入れていくという決定できるようにするというので、その趣旨を伝えさせていただきました。
0:15:22	また今回の整理資料の提出に際しまして、濃縮事業者から個別の補足説明資料提出に至る中において、
0:15:31	総務の方に安全品質保安会議に関わるころの機会が、整合しないところがございましたけれども、十分に行われるよう調整させていただきまして、最終的な形として、もう一つ、
0:15:46	全社共通の資料の中で整理させていただいた内容になってる。
0:15:51	具体的に言いますと、先ほど指定する日というところがわかるように、今回品質本会議の
0:15:58	の変更が整ったところをタイミングとして、明確に記載させていただいているというものです。
0:16:06	具体的に次のページいただきまして6ページ以降は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:10	具体的な今後法律上の記載案として伝えさしていただいております各情報それから具体的な考え、記載のあるというふうに思っております。
0:16:21	次に 8 ページ目に、
0:16:24	続きまして、お願いいたします。ここからの役員教育の実施計画を伴う審議事項の追加ということで、前回のヒアリングにおきましても、改めてその保安規定の扱いの中での審議事項を扱うかということ、
0:16:39	全体の整理中で、
0:16:46	で、今回の安定におきましては、マーケティング本部の職員、これを役員教育の実施を定めておりますので、保安規定の中での要求事項としては非常に必要と認めてこの 2 行に関する秘密のシステムを整理していただきましたけども、
0:17:01	職務として、ホームページ上の要求事項明確にしていること、また現行の保安規定におきましても、
0:17:07	20 条 6 項、再処理になりますけども、役員と実施計画定めることとしていた。
0:17:13	ということから、この件を 3 回の審議事項の約 1 k m を追加するというふうにしております。
0:17:20	これにつきましては、以下の記載の通り、いただいた 4 枠の中でいくということ考えて、
0:17:28	これにつきましてはそのあと補足での紹介でありますように、安全委員会とか品公開の考え方をまとめさせていただいております、これはどうも整備をする考えであるとか、
0:17:39	いうふうなこともあります。
0:17:41	その内容をちょっと簡単に触れさせていただきますけれども前回はありますので、元只野新開でございますが、全社の観点から審議する会議でありまして、保安規定、この内容関連する許認可事項等この規定そのものを審議事項としています。
0:17:57	安全委員会につきましては、保安上の妥当性について当該者に係る保安に関する業務全体の関係により、
0:18:04	本件の内容に関する、上川事故及び本っていうのはすべて個別計画を審議事項として、
0:18:11	整理としましては、次のページでございますけども、以下の示す通り、流れ中になります。
0:18:18	今回、役員等に関しましての職務の中で明確にしておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:25	この辺の各条を定める事項の中に整理して、その
0:18:30	10 最初で言います 17 条に該当しますことから、この 4 項のところ で、
0:18:35	もう入れていくということで反映して、一般、
0:18:43	アンケートして整備としましても、衛藤深野通り名称の流れになる。
0:18:48	いるということでございます。
0:18:51	池浦田でございますと、社長が人見 1 と認める事項ということで、前 回バッククローズになってるんじゃないかというコメントいただいでる 中の (3) 番でございますけれども、
0:19:02	リテール扱いにつきましては、まずシステムの計画作業と防除としま すが、5 条の中で整理されると。
0:19:11	指定されますので、その 4 行リベットで、両方になるように記載させ ていただく。
0:19:26	はい、以上、どうぞ。いろいろあります。
0:19:30	はい。ただいまの説明に関して、規制庁から確認事項等あればお願い します。
0:19:40	成長シミズです。藤。
0:19:43	全社共通についてはので、全体的に前回ヒアリングでコメントした内容 を反映していただいて概ね理解はしたんですけど、今ちょっと最後に補 足していただいた内容についてちょっと認識を変え、
0:19:57	合わせておきたいのでちょっと確認 1 点させてください。
0:20:03	最後に補足で説明し、
0:20:06	していただいたんですけども資料でいうと真ん中下 9 ページで、
0:20:11	品質本会議の審議事項として今、定められている大括弧 3 の、
0:20:19	社長が必要と認める品質マネジメントは、システムに係る事項につい ては今これは社長が必要と認める事項。
0:20:27	2 分類されてるんですけどもこれ
0:20:31	本規定の最初にだと第五条で定められている事項ってということで、
0:20:37	その下の保安規定の各条で定める事項に分類されてるのが自然かなと思 うん思うんですけども、
0:20:47	この辺、いかがですか。
0:20:51	はい。日本原燃の黒石でございます。社長が必要と認めるというちょ っと枠を分けて、てしまっただけですけども、保安規定の要求からしま すと、品質マネシミズの計画、いわゆる再処理工場等の情報として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	この内容になりますので、その業務として定める事項について、整備、となる、なるし、
0:21:14	以上です。
0:21:15	院長清水です。
0:21:17	わかりました。ちょっとそれ、その整理を踏まえて安全委員会の方のちょっと整理を、
0:21:23	したいんですけども。
0:21:25	安全委員会の方では、
0:21:27	保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項っていうのは8(8)で定められていてもこれ事業部長が必要とする事項に分類されて品質保安会議で社長が必要と認める事項。
0:21:43	一方で安全委員会は事業部長ってことでちょっと重みが違うから、
0:21:48	後ろに持ってきてるっていう整理なのかなと理解しつつも、
0:21:53	最初に、
0:21:54	においてはこういう順番で定められているんですけど濃縮とかはこうだ、MOXだとまたさ、
0:22:01	違った整理になってるんですけども、
0:22:04	この辺、
0:22:07	いかがですか。
0:22:10	表現のプロセスでございます。
0:22:12	先ほどありました、規律挽回に係る事項をと同様に、この規定で登場する、その分島根事務システム計画は、それぞれ前段の条文各種定められておりますので、その自己要求事項としては今回として、
0:22:27	いうふうに考えております。
0:22:29	で、一方で、先ほどありました事業部間になって、
0:22:33	議会の樋口でございますけども、今現状ですと、各施設、かければ、場所が、
0:22:41	2000の制度は取れないということもありますので、これにつきましては、今後の申請の中で、条文、東條藤堂順番等を踏まえた上で、
0:22:52	実際の整備等を図っていきたいというふうに考えております。
0:22:57	はい、規制庁シミズです。
0:22:59	施設間で整合はとれてないので、その点、今後の申請で、
0:23:05	そういうってことで、それはあれですから、今回、
0:23:09	あれ補正なりでいく線記載の適正化の範囲で直すっていう理解ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:20	ちょっとです。
0:23:22	ください。
0:23:24	綺麗。
0:23:27	日本原燃佐藤でございます。
0:23:32	今回の審判会議の変更に係る事項の適正化で修正するっていう考えもあるとは思いますが、一応我々といたしましては、今後の申請の中で適正を図っていきたいということで今回の補正の場合には現状含めないでいこうかと考えてございました。
0:23:49	以上です。はい。規制庁驚見です。
0:23:53	もうそういう考えでっていうことちなみに
0:23:57	今後記載の整合図ってということで、整理としては、今、再処理でははちい。
0:24:07	(8) になって、その濃縮も複数では、
0:24:11	4、4号で定めてるんですけども整備としてはどういうふうに考えてるんでしょうか。どちらかに合わせるとか、
0:24:22	日本原燃佐藤でございます。今ご意見いただいたところを、を踏まえて現状のすいません。
0:24:30	確定したものは申し上げられませんが、現状考えてございますのは、
0:24:36	加工施設、濃縮施設側に合わせていくといったような考え方で、先に許認可事項がありまして、そのあと、
0:24:44	金融マネジメントシステムに関わる事項がありまして、そのいく、その次に、個別計画といった流れで整理しようかと考えてございます。以上でございます。
0:24:54	はい。はい、吉見です。先ほど、
0:24:58	品質安全委員会でも定めてその品質マネジメントシステムに係る事項は
0:25:05	本規定の各所で津波の事故の事実ですみたいな説明もあったのでそっちと、
0:25:12	あわせて五条っていうことで上に持ってくるっていうのは、
0:25:18	一瀬。
0:25:20	理解しました。
0:25:22	はい。今後適正化していくっていうことで、
0:25:27	理解しました。
0:25:29	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:30	以上です。
0:25:31	規制庁コサクですけど、
0:25:34	適正化をする範囲の考えなり、いつやるかっていうことの考えなんですけど。
0:25:41	今回品質保安会議の条文変更であって、安全委員会については触れられていないという申請なので、
0:25:51	条文単位っていうことで、
0:25:54	今回触れるのはやめようっていうことでの理解でいいですか。そうすると、いつやるんだといったときに安全委員会に対しての条文変更っていつあり得るんですか。
0:26:09	池さん。はい。はい。
0:26:15	日本原燃佐藤でございます。まず、ちゃんとおっしゃられた熊井。まず、議会通りで、今回が頻繁会議ある事項ということですので、安全委員会に関わる事項ではないので今回の補正としては、定款は仕組みを作りたいと考えてございます。
0:26:32	足元の申請でいきますと、再処理施設廃棄物管理施設、
0:26:37	につきましては、新規制の対応がありますので、その中で記載の適正化をというものを、それ以外の施設につきましては、今後、
0:26:46	変更が生じた。
0:26:50	タイミングで記載の適正化を図るといった形で対応したいと考えてございます。以上です。
0:26:57	古作です。今の形でいうと、最初に廃棄物管理、
0:27:03	言われましたね新基準対応のものがあるということですけど、
0:27:08	その新基準対応で安全委員会の条文変更あるのかと。
0:27:12	いうと、
0:27:14	もう
0:27:16	設工認関係じゃないものはもう終わっていて、設工認対応だけのものしかないと思うとあまりこの条文変更ないんじゃないかなっていう、
0:27:25	気がするんですけど。
0:27:27	それで入れるんだったら何で今回入れないんだっていう感じもして、
0:27:31	何か整理があったら教えてください。
0:27:34	はい。日本原燃速水でございます。次のですね新規制基準の2回目、最終的な改正の中で、今ちょっと重大事項の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:46	運用の件、特に再生廃棄物管理の方で打ち出してませんので、そういったものを追加する中で、そういう重大事故等に関する計画について、安全委員会の審議事項として追加を、
0:28:01	通用すると考えてございます。
0:28:04	はい。規制庁コサクです。わかりました新基準対応第2弾のところ条文変更の予定があるということで合わせてやるということで理解をしました。
0:28:14	残りのものっていうのは何ですかね。
0:28:19	埋設。
0:28:22	埋設だとすると、埋設今回新基準太陽のこともあって一式直してるの今回やっちゃったらどうかって気もするんですけどいかがですか。
0:28:33	はい。日本原燃の戸塚です。おっしゃる通り申請も終わってますので、ちょっとぱっと思いつく申請案件が今のところちょっと大状況です。
0:28:45	が、ちょっと
0:28:48	この辺はですねちょっと最初李さんが修正するタイミングもございましてそういうのを踏まえてですね、近くでちょっと申請案件あればいいんですけどちょっとか。
0:29:00	そこは検討させていただいた上で、ちょっと計画立てさせていただいて、修正という形になるかと思えます。すいません現時点でそういうぐらいの答えしか今できない状況です。
0:29:12	規制庁コサクですよく検討されたらいいかと思えます。保安規定の
0:29:20	年1回なり何回なりの申請はあってもいいとは思いつつもう、そんな頻繁に変えるもんでもないだろうと思えますので、
0:29:32	入れられるもんだったら入れちゃっていいんじゃないかなと思えます。最初に鷹野は、当該条文を変更する予定があるからそこでまとめてその条文については対応したいと。
0:29:41	ということで理解しましたので、埋設の方は、検討いただければと思います。以上です。
0:29:47	日本原燃古川で承知しました。
0:29:55	あ、規制庁コサクですあと1点だけ、
0:30:00	久井鳥居で、多分補正の方にも影響するかもしれないのでちょっと確認なんですけど、
0:30:06	えーとですね。
0:30:17	2ページですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:30:22	2 ページの一番下のC ポツで、変更の内容があって、
0:30:27	定を削除し、実施を明記するってということなんですけど。
0:30:32	審議事項としては、
0:30:34	今回入れられるっていう、補正をされるのが内容だと読めないような気がするんですけど。
0:30:42	これでいいんですかね。削除っていういかが。
0:30:45	あんまりよくなって規定の場所を変えてるだけだと思うんですけど。
0:30:51	どういうつもりで書かれていますか。
0:30:55	井上の黒石でございます。おっしゃる通りでございますので、4、押せ決める場所を変えているというイメージですので、そういった表現にちょっと直させていただきます。経営管理部削除ですけど、全体をこう変えてみると、というのが、
0:31:10	うん。
0:31:12	か場所を変えてるってことなので、そういったことがわかるんでしょう。
0:31:18	はい。お願いします。
0:31:21	拝承しました。
0:31:26	岡支店長から、確認事項ありますでしょうか。
0:31:32	はい。衛藤。ないようであれば、
0:31:35	再処理に関して説明の方をお願いします。
0:31:40	はい。日本原燃の速水でございます。
0:31:43	それでは第1節、個別03の午前中基準変更計画のご説明資料について、
0:31:53	変更点についてご説明をさせていただきます。すいません。
0:31:57	申し訳ない。これまでの説明と、
0:32:01	ポイントついていただければと思います。
0:32:05	はい、わかりました。すいません。
0:32:07	はい。変更したのは2ページ目、
0:32:12	アメリカ、
0:32:14	その時に変更条文の適用に関する罰則の記載なんですけども、
0:32:26	従前保全区域の一部変更の準備が整った段階で、全体を変更するという そういう形で、現在、変更申請を行っておりますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:38	それぞれ品質保安会議に係る事項をね、冒頭、独立した条件で適用されることになるので、それぞれ別々に適用が可能となるように、第1項では規定全体の
0:32:54	すいません変更後の規定全体の
0:32:58	施行できるとしつつ、第2項第3項でそれぞれ、次は書いた事項の変更、それから保全区域に係る事項、そういったものの準備が終わったら、提供していきます。そういう形で、
0:33:10	付則の方の記載を変更させていただきます。
0:33:13	以上です。
0:33:18	はい。ただいまの説明に関して、規制庁側から確認等お願いします。
0:33:25	規制庁岡です説明ありがとうございます。今回付則関係ということで、リリース日を、今までは保全区域の一部変更を第1項に持ってきていて、
0:33:38	それに、そのリリースの後に第2項という感じになっていたものを、一方でまず、従来の書き方である、まず、
0:33:47	発行規定して、第2項第3項でそれに依存しない形に書き換えたという整理。
0:33:53	ですね。
0:33:56	はい、日本生命の速水でございます。その通りでございます。
0:33:59	はい、規制庁から承知しました。で、
0:34:02	あと毎回聞いてます保全区域の一部変更の方の進捗に関しては、何かありますでしょうか。
0:34:12	はい。保全区域の関係はP P 規定の認可の関連してくるというふうに考えてございます。P Kの方につきましては5月11日に申請をさせていただいております、
0:34:25	後々確立される核セキュリティ部門の当間宮城の方、
0:34:33	実施していくということでお伺いしたのは、系統という状況でございます。ちょっと今この辺のヒアリングの準備等を進めているというふうに聞いてございます。
0:34:43	はい、規制庁からわかりました。また動きとこちらの資料にはねる等ありましたら、連絡いただければと思います。こちら情報も共有しておきますので、
0:34:54	よろしく申し上げます。
0:34:55	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:58	4 ページの範囲でございます。承知いたします。
0:35:01	規制庁コサクですけど、今の念のため確認ですが、
0:35:05	P P 規定の方紺な一変更ありえないということになると、
0:35:11	保安規定がもう認可できなくなるんですけど、
0:35:15	その点見通しが立つまではこちらも認可できない状態に、
0:35:20	なくて、少し
0:35:23	ヒアリング、今回で終わりかなと思っているんですけど、処分はできない という。
0:35:28	状態が続いてしまう恐れがあることについて元はそれでもいいと思われ てるっていうことでいいですかね。
0:35:48	基本減税の速水でございます。保全区域に関してはそういう方という感 じで、最初に関係で言いますと、ポイントは会議かかる事項が
0:36:03	関連してくるんですけどもそちらの方も、
0:36:08	その件であれば、耐震化を待ってということになりますのでそれを仕方 ないもの。
0:36:16	で、
0:36:18	場合によってはその保全区域の方が
0:36:22	非常に遅くなるようであれば、ちょっとその辺の、
0:36:26	申請の仕方自体を見直すといったですねまたご相談をさせていただく必 要があるかというふうに考えております。
0:36:38	規制庁、古作です。
0:36:40	今の回答からすると、P T の方のヒアリング対応っていうのの見通し は、一応そちらは
0:36:51	滞りなく進められるとっていて、現状では、保安規定の内容は、ほぼ 品質保安会議等、抱き合わせで、申請をしておく。
0:37:04	一方その思いが実らずに、P P 規定が遅くなるということであれば改め て補正をして外すかどうかということを検討するという理解ですかね。
0:37:18	日本円の速水でございます。はい。そのように進めたいというふうに考 えております。
0:37:25	規制庁コサクですわかりました当面はそれでP P 規定側の進捗をお互い に見て対応していく。
0:37:37	ということで理解をしました。以上です。
0:37:45	他規制庁から、何かありますでしょうか。
0:37:50	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:51	ないようであれば、進めたいと思います。続いて濃縮の関係です。
0:37:57	こちらに関してはこちらから
0:38:00	質問する形で行いたいと思います。
0:38:03	個別の 02 に関しては特にありませんので個別の 0201 じゃありませんので、すいません。間違えました。
0:38:12	02 の許可、設工認との整合性こちらの資料に関して、
0:38:17	規制庁から確認等あればお願いします。
0:38:22	規制庁高橋です 0 衛藤私ちょっと、何だっけ許可との関係ということでちょっとゼロさんの方で確認たいこともあるのでそれはそちらにちょっと回すとして、02 についてはですねまず
0:38:34	1 点ちょっとわからないところ、わからないというかその説明を追加していただいたところがですねちょっと追加していただいたばかりにちょっとはっきりしなかったところがあるので確認をさせていただきます。
0:38:43	6 ページなんですけれどもあと通しの右下 6 ページなんですけれども、
0:38:49	ちょうど一番下の 1-4 という行のところですね、最後のところ今回この今回で反映したところと反映したいところってのがあるわけだなと思うんですけど、両方ともですね追加された言葉が、
0:39:01	臨界警報装置ガンマ線検出器の管理については、ということで書かれてるんですけどそ、要は上の三角と丸のこの値違いっていうか、要は何について書かれたのが今回反映されて、
0:39:14	なんて言ったのが、前回から何かちょっとこの説明なんかちょっと、いや、実際物を見ればですわかるのかもしれないけれども、この説明だけ見るとちょっとわからなくなっちゃった形になってしまったので、
0:39:25	ちょっとここんところは、補足をしていただく、いただけますでしょうか。
0:39:29	ちょっとご説明をお願いします。してください。
0:39:36	4 名でございます。1-4 の散髪の部分に関しましては、
0:39:47	そのちいを今回、別表 1 の整備の中で目計画で、こちらを 3 月当社測定器の方には、
0:40:00	0 からさっき言ったというところで、常に規定する、
0:40:04	言うてある。
0:40:05	ありがとうございます。すいません。申し上げるような位置にもともと入っていたということで、1 定済みというところですけど今回新たに別表 28 の方を整備した中で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:21	委員会としての整理、追加したということであるというふうな整理です。以上です。はい。規制庁タカハシつまりこの管理についてはということなんですけれども、要は別表まずγ線禁止そのものが、
0:40:35	もともと別表1には反映されたので3という意味と、下の方は管理についてだけでも、その別表28の方には書かれてなかったからという意味の、つい、何だろう、管理についてというそういう解釈でしょうか。
0:40:51	日本語だったらしい。
0:40:53	弓削サカモトでその通りでございます。はい。
0:40:56	規制庁加来です。その心は、もともと管理対象にはなっていたんだけど、放射線測定器というところの扱いの、
0:41:07	整理を今回の新基準対応で、設工認なんかでもやって、その政府の中でいうと、これも含まれるだろうということで入れたっていう理解でいいですかね。
0:41:20	何を見てたもんですか。これぐらい。
0:41:24	肺梗塞ですわかりました。
0:41:28	とりあえず0に私はいいですか。
0:41:31	0参事。
0:41:32	規制庁、三浦です。
0:41:39	先ほど、
0:41:42	やりとりでやっていた1-4-3。
0:41:48	だから本人の表がちょっと今割愛されてしまっていて、理解がしづらい状況ではあるんですが、
0:41:56	以前最高見ると、今回別表9のところ、
0:42:01	床珍しいが削除されて、
0:42:04	いう部分があるんですけども、これ削除した理由を説明していただけますか
0:42:09	規定されるとか、錯覚であったり0であったりということで書いてあるだけで、どういう整理があって、こういうたくさん皆さんとちょっと理解できなかった。
0:42:20	級、
0:42:21	別表の表もですね。
0:42:25	この整理をしたのかっていうのが、
0:42:34	資料ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:57	日本原燃の方でございます。今回とせ今回の設工認におきましてフードの取扱量の公約になります。1別表の中で、もともとはドラフトチェンバの一番から10番、51番から14番というのはそれぞれのうち、
0:43:15	次の買うこととなっておりますが、今回すべて1キロというところで、取扱量を変更してございますので、変更してございます。
0:43:33	規制庁コサクですけど変更したので変更しますっていう説明だとわからないっていうのはこれまで何度も申し上げていて、
0:43:40	大本でなんで変更したんですか。
0:43:47	これもともと'チャンバの使用は一緒ですので、設工認の中で、このウラン取り扱いを効率したというところがございます。
0:44:02	1から10が0.07で、11か11だったら全部、
0:44:06	同じにしなくていいなと思う。
0:44:08	異端しません。
0:44:09	規制庁コサクですけど、何ですか。
0:44:15	そうです。
0:44:16	物として変わらないカラー使用制限も同じにしたっていう説明っぽく聞こえるんですけどそれはわざわざそうしなくても、
0:44:27	従来制限でも変わん問題ないような気がするんですけど。
0:44:32	設工認そうしちゃったので、こちら直しますっていうことですかね。
0:44:47	少々お待ちください。
0:45:09	余談でした。
0:45:12	江藤出町でございます。ちょっと設置本日側の方でもう一度、すみません、確認させて回答させていただきます。すみません。以上です。
0:45:27	規制庁保坂です。確認して回答ということですけどこのヒアリング中に回答できそうですか。
0:45:37	はい。回答できるようにちょっと調整いたします。以上です。
0:45:42	規制庁コサクですよろしく申し上げます。
0:45:49	規制庁の藤原ですねと別表9の変更点を先ほどの4のところとも関係するかと思いますのでそちらもあわせて、後程仮ご回答いただければと思います。
0:45:59	お願いします。
0:46:02	続けて、あとすみませんこれは伊佐伊井の予測を合わせて欲しいレベルのことなんですが、
0:46:10	例えば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:12	7 ページ。
0:46:14	右下のページの、
0:46:28	衛藤。
0:46:29	2-2。
0:46:31	月 66 とかって振ってある。
0:46:34	放射線測定器類の管理とかのところの部分になるんですけども、
0:46:40	これ記載の中を見てみると、この今規定の中で、個別に
0:46:46	説明のある機器等そうでない機器があるんですけど、
0:46:52	例えば、積算線量計とか、コアサンプラーとかっていうのは、別表 28 に規定しているという。
0:47:00	書いてありますけど、
0:47:04	あそこすいませんこれは深井ちゃん。
0:47:06	そのあとの、別表 12。
0:47:09	については、この積再生におけるとコアサンプルあって、それは個別には記載がないんですけど、上記以外とかそういった項目で読むっていうふうな理解でいいですか。
0:47:25	はい。2 本目で満車でございます。7 ページの利用のところ、積算線量計等ダストサンプラーについては別表に規定しているというところで、
0:47:39	井戸宇井さん専用検討については、上段の予定表等、別表 1 の方に、従来から規定してございました。
0:47:50	以上です。
0:47:52	規制庁の藤原です。越境 12 記載ありますか。
0:47:58	ないです。すいません私には書かせなかったんで、
0:48:02	むしろ常勤 0 以外のみたいところで読むのかなと思っていたのですが、違いますか。はい。
0:48:10	はい。すいません。日本原燃剣持でございます。別表 1 の記載としては個別の機器上は、こちらちょっと出てきてませんで、上記以外の
0:48:21	放射線測定設備というところで、
0:48:25	業務というかそこの方でそちらの方に交換しているというところでございます。以上です。
0:48:30	内村ですわかりました。続けて同じような視点なのでお伝えすると、57
0:48:37	ページ。
0:48:38	等でも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:40	のように目に読めないものが確かあって、
0:48:44	ナンバー、
0:48:46	15--2の、こちら辺にある火災関係の機器ですかね、こちらも個別部隊が出てきているわけではなくて、確か非常用設備とかっていうはこの
0:48:56	ものだと思っています。
0:48:58	で、江藤ほかの温度センサーとかについて頭に、それを、非常用設備としてっていうふうに書いてあるところもあれば、こういった今のような形で、どこで読むのかなってというのが、はっきりとしないところがいくつかあって、
0:49:13	ということで記載として等があまり合っていないので、どこに、表の中に明示的に表れないものについては、この部分で読んでますよってというのが、江藤、簡単にわかるような記載も少しつけていただければと思いますがいかがでしょうか。
0:49:30	はい。日本原燃出町でございます。それであとちょっとすいません説明不足のところがございますんで、表1っていう、何なりで、に含んでるというような形で説明の方、全体的にちょっと付け加えさせていただきます。以上です。
0:49:46	規制庁の内村ですよろしく申し上げます。
0:49:48	0に関しては、
0:49:57	規制庁のお菓子ですけれども、
0:50:01	基本的にその記載の適正化っていうレベルかと私も思いますけれども、
0:50:06	何点か確認をさせていただきます。8ページ目お願いします。
0:50:22	この8ページ目の上から二つ目の、保安規定の反映という欄の上から二つ目ですけれども、
0:50:30	ここで排気をHFモニターって言葉が使われているんですけども、これはこれについては別表28に規定していると。
0:50:42	ということで、
0:50:43	別表28の方を見ると、
0:50:58	すいませんちょっと
0:51:03	一応背景を盛田ってような言葉が使われていて、
0:51:09	1Fモニターで1Fという言葉が抜けてるんですけども、この辺は何か意図されているのでしょうか、それとも記載誤り、
0:51:19	どちらでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:51:21	はい日本原燃出町でございます。すいません結果からいうと、ご夫婦でございます。今回、28の方に追加したのは、最強モニター等、環境モニター、
0:51:33	でございますので、東郷のほうは修正させていただきます。以上です。
0:51:38	すいません。こちらの
0:51:40	申請書のほうを排気をHFモニターというHFを加えるということでしょうか。
0:51:49	投票現場でございます。江藤申請書
0:51:52	市長の方では現行も、会長市分担は28の方には、次は正確な記載してございます。
0:52:03	ちょっと申請書がないんですけど、平成28の一番頭の中の一番下段です。
0:52:11	2Aと書いておいたのは、現行設備として、
0:52:19	今回追加するべきなのは排気用モニター。
0:52:24	記述表の方の方で書くかということで、代表理事のモニターにつきましては、
0:52:34	引き続きこれ申請書の方には、影響はないというところでございます。以上です。
0:52:44	うん。
0:52:45	あれ、
0:52:49	はい、わかりました。
0:53:01	はい、わかりました。
0:53:03	あとはもう非常にこの関係なんですけど36ページですけども、
0:53:17	36ページの、
0:53:22	保安規定の反映の欄の上から三つ目ですけども、これ3、
0:53:26	33条の第3項第2項っていうふう書いてある、これ、第2号ですかね後の方が多分、これ。
0:53:39	よろしいですか。
0:53:45	少々お待ちください。
0:54:15	はい。日本原燃出町でございますすいません。動きです。第3報第2号、
0:54:20	すいません。いえ。はい。よろしく申し上げます。続いて50ページお願いします。
0:54:27	これも大変じゃないんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:32	50 ページ目の、保安規定の反映の欄の、
0:54:36	この三角となっているところの、すいません、下の、
0:54:42	ところの、
0:54:43	保安規定の反映のところ、緑今ジレットの中ほどの部分で、放射線から観測者っていう言葉が持ってますけれども、
0:54:54	交差点観測車という言葉ですね、これが 28 ページにも規定していると、別表 28 に規定しているというふうに書いてあって、
0:55:05	これ見ると 28 に来た記載したってるんですけども、
0:55:09	これ放射線観測車って、現行では書いてなくて今回新たに加えたっていう意味でいくと、これ、対応状況が三角じゃなくて、このところは 0 になるかとは思ったんですけどもこの辺いかがでしょうか。
0:55:26	はい日本原燃和智でございますが衛藤放射線観測車につきましては今回燃料のほうに追加してございますので、悪いということになります。こちらの方を修正させていただきます。はい。お願いします。はい。
0:55:44	続いてですけども、
0:55:47	66 ページ目をお願いします。
0:56:01	ちょっとこちらの先ほどのフジワラのちょっと説明結局もしかしたらそういうことかなと思ったんですけども、66 ページ目の、保安規定の反映の一番下のところのマルの、この文章の記載ですけども、
0:56:15	貯水槽に関しては、一応
0:56:24	ちょっと待ってください。
0:56:30	いいか。
0:56:32	失礼しました上から三つ目の、
0:56:35	四角ですね。すいません。
0:56:38	そこに貯水槽については別表 1 に規定するというふうに書いてあるんですけども、一応別表 1 を見るとその貯水槽そのものの言葉は出てこないんですけども、これは何か
0:56:56	確かさっき言ったような
0:57:00	何々以外の監視設備で読むと、そういうことなんですかね、ちょっと。
0:57:05	先ほどの質問とか、確認とかぶるんですけども、
0:57:11	はい日本原燃松江でございます。調整所につきましては木内で言うこのその他の加工施設の中の系統立っ復旧重大事項等対象資機材、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:24	海野側と調整をされてますので、先ほど前にご指摘いただいたように、教育の方の方に記載しているから、規定しているというような、わかるようにこちらの方は修正させていただきます。
0:57:41	以上です。はい。よろしくお願いします。私からも、維持、本資料に関しては以上です。
0:57:47	他に、規制庁コサクですいません。設工認でもう私ちょっと貯水槽の話はしているのですが、貯水槽が資機材だっていうのはどこでどう規定したんですか。
0:58:15	日本原燃出町でございます。調整等につきましては医療許可の段階からこちら事項に対応するための資機材ということで整理されてございました。
0:58:28	それを受けて、設置工事の方でも、及び対象資機材というところで、設備区分としては、
0:58:36	それを踏まえて、不安定な部分、
0:58:42	個人経営方式というところで、現地の方に反映したというところでございます。以上です。
0:58:51	規制庁コサクです。
0:58:55	具体的にどこでどう書かれてたかっていう。
0:58:58	古藤、今言えますか。
0:59:17	日本原燃の工藤でございます。今の方ですが、ページでわかりますでしょうか。別の 74 ページ。
0:59:27	になります。
0:59:28	規制庁、安倍さんの資料見ればいいんですか。
0:59:32	元会員内海常務許可変更申請書の本文の別の 76 ページになります。
0:59:42	教科書事業許可申請書ですね。
1:00:12	どうぞ。
1:00:14	別の 76 の真ん中辺の表こちらの重大事故の対処資機材をなしをとということで、表の一番下、
1:00:25	になります。消防用資機材として補水槽、
1:00:30	上に上げております。以上です。
1:00:33	はい。
1:00:34	節項にも同じ方ちいで、本文の
1:00:38	基本設計方針辺りに書かれてるってことですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:47	はい日本原燃和智でございます。ホームページ等につきましては、施行令の第3回申請になりまして、資料表2をつけた形で、市小関の使用料付で申請されてございます。以上です。
1:01:08	規制庁コサクですけど資機材なんですけど仕様表入れちゃったってことですか。
1:01:17	すいません日本原燃施工に関してもサカモトでございます。貯水槽については、当時の整理として、一応仕様表対象という扱いにはしたんですけども、
1:01:27	その中の説明の中で、クランプまで技術基準上のその設置後の設備の対象ではないですと、というような訓練をつけて、
1:01:38	他の設備、他の使用料対象設備もちょっと扱いが違うんですよというところを、設工認の中で記載しております。
1:01:48	以上です。
1:01:50	はい。
1:01:53	規制庁コサクです。%リーマンが助教わかりました。当時からこれ資機材扱いはっていう話をした記憶はあるんですけど、
1:02:04	資機材でありつつもう仕様も含めて、本部で明確にしている機器だと。
1:02:10	ということで、一応、基本設計方針でも資機材云々と書かれたと思うので、その関係での枠だというのは許可の方を見ても明確だということで、こちらの方では、淡々と資機材っていう言葉だけで呼んでいるっていうことですかね。
1:02:28	4ページ目サカモトでございます。その通りでございます。
1:02:32	はい、規制庁不足です。
1:02:34	わかりました。
1:02:39	他
1:02:40	個別02に関して、規制庁から確認事項等ありますでしょうか。
1:02:47	はい。特にないようであれば、続いて03の資料に関して規制庁から、確認事項等あればお願いします。
1:02:55	はい。規制庁佐橋です。ちょっとさっきの02の質問とちょっと重なるというか、そういうところもあるかもしれませんが、確認をさせていただきます。
1:03:04	まずですね、今、前回のヒアリングで、少し藤氏、今回の補正の内容をですね、踏まえて、この基準との対応ですね、少しもう水底があれば見直してくださいという話をしてですね今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:19	見直していただいたところなんですけれどもそのうちのちょっと1点、まず確認をさせていただきます。
1:03:26	臨界管理0第6号の、
1:03:31	3ポツのところろうですかね。はい。
1:03:36	で、前回お話した23条と29条につきまして、今回修正で他のところの6号の他のところ5とかそういうところにも、
1:03:47	田さん。確か、
1:03:50	入れていただいたようになっていると思うんですけれども、
1:03:54	これに関しまして、あのね、確認なんですけれども、今回の補正でええと、前回伺ったときに、今回の補正では、臨界管理に関する
1:04:04	方針ですとか、そういったところろうは変わらないというふうに聞いた説明を聞いたような、に記憶してるんですけれども。
1:04:13	トウソウ今回の変更に関してはそういうところのメインが、その委員会管理そのもののところがメインでなくて他のところかなというような理解もあるかと思うんですけれども、そ今回その二重三重29条をそこに残したという、そう。
1:04:29	ご説明をもう1回ちょっとしていただくこと、したいだけでよろしいでしょうか。
1:04:36	日本原燃の阪本でございます。23条、29条に関しましてはそちらの方、運転条件の
1:04:45	一部削除というところがございましたので、品管安全に関わるこのインターロックの一部条件が削除されるということで、こちらの委員会、
1:04:56	の方を自主というふうにして、それ以外の情報も関連するこういう整理をさせていただきます。
1:05:03	以上です。
1:05:06	それは規制庁高橋です。それは23条第29条の方もということ。同じ修正があるかということですかね。
1:05:16	日本原燃坂野でその通りでございます。
1:05:18	はい。ではその運転状況に関わるところが主なのでこの3ポツとして、それ以外の今回の修正のところについては他のところを関連として記載したと。
1:05:30	そういう整理をされたということですね。
1:05:34	2億円様です通り受けます。
1:05:37	実は、規制庁鷹野先生都市分類の趣旨、意図は理解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:44	はい。
1:05:46	それからですね、合わせてちょっと分類、念のための分類の考え方の確認ということで、
1:05:55	例えばなんですけれども、今回で言うと、
1:06:07	別表 28 に関わる場所ですね。
1:06:11	で、
1:06:14	分類では、
1:06:18	じゅ 15 かな、にしているかと思います。
1:06:23	思うんですけれども、
1:06:25	お客さんもいました。
1:06:30	はい。
1:06:33	こちらについてなんです、この別表 28 先ほどお話がありました別表 28 の修正今回の補正の修正については、
1:06:43	追加されるのは確か HM センサー。
1:06:47	あとは分類、記載する文例を記載する機器の選別の仕方をちゃんと整理して、それに合わせた記載の適正化という形にしていたかと思ってということだと思わすけれども。
1:06:59	要は管理の方針ですとか、そういったところっていうのが変更になったことに伴う変更というのが何かありますでしょうかそれとも、あくまでも追加部分だけということでしょうか。
1:07:12	日本原燃坂本でございます。別表 20 はちいについては
1:07:18	10、14 ページですね、14 ページの別表 20 は、以上です。
1:07:25	そういうところでは追加してございます。そういう意味で維持管理の中で、新たに追加したという意図でこちらの等を準備してございます。
1:07:34	以上でございます。
1:07:36	規制庁だから今、維持管理というのは追加する機器の維持管理を含めてということで追加したということですかね。
1:07:45	稲毛さんでございます。ありがとうございます。ちなみに、規制庁タカハシちなみになんですが、すいません私が読みきれてなかったあれですけれども、今回、筒井の 28 の修正の中で、
1:07:57	その維持管理の方法を何か変えたというところっていうのは何か他にあります。1F 以外での追加されたもの以外ですね、っていうの何かありますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:09	現在、管理の方法自体が変わったという時間にするものの中に増えたということですねわかりました。はい。それでは能勢今回の
1:08:22	1階建て今回の申請にあたって追加した部分については、追加されたものについて変更を加えたということで理解で。
1:08:30	ですね。はい。わかりました。はい。
1:08:34	規制庁のコサクです。ちょっと話戻っちゃうようで恐縮なんですけど、
1:08:38	臨界管理のところの第21条、わあ、条文がどこにも書かれてないんですけど、
1:08:46	これはどういう扱いで書かれてる。
1:08:49	ていう理解でいけばいいんでしょうか。
1:09:04	人間でございますので、21条に関しては、
1:09:11	サンエーと、
1:09:14	2、8ページの委員会。
1:09:17	下について定められていることというところも、上から二つ目のところ、20以上はございますが、
1:09:26	ここで、すいません規制庁コサクですけど、先ほど納タカナシの確認で、条文番号だけが書いてあるやつなりは、
1:09:36	関連事項であって、本体メインで申請してる場所に関係するところに、条文の内容を書いていると。
1:09:46	いうことでの理解でいいですよっていう話あったと思うんですよ。
1:09:50	今21条は、ここで書いてありますって言われても、
1:09:55	番号が書いてあるだけなんですけど、
1:09:58	それは何、ここは本体じゃないってことですよって理解だとすれば、
1:10:03	どこが問題ですかっていうとその本体で書いてる場所がないので、どうして、どうなってんですかって聞いてんですけど。
1:10:10	わかります。すいません。この21条自体については条文の変更ございませんので、それに関連して別表4の方が変わっているということで、NPOの方に下線を引かせていただいて、こちらで、
1:10:25	一括してっていうふうな関係でございます。以上です。
1:10:32	規制庁コサクですけどそうだとするとその、
1:10:35	あれですかね、その下、第29条なんかは、第1項は変更なしですけど、第4項も変更なしか。
1:10:44	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:45	変更なし条文でもう、関連するものはそのまま文章としては書いているところもあるような気がするんですけど、どういう。
1:10:54	記載ルール。
1:10:55	大分ここ
1:10:57	で呼んでございます。ちょっとだけ変わったような気がしますけど、ここで下線を挙げて、
1:11:04	人間でございます。29条の方はですね、4項の発生というところの方が、ここ
1:11:15	組み合わせの一部削除ということで削除になってるその下線がないんでわかりづらいんですが、はい。ここは要綱は条文が変わってございます。
1:11:26	はい、規制庁コサクですわかりましたが、
1:11:31	金小勝の種の変更対応ですってわかるようにしてもらえますか。
1:11:45	下の方です。主務、ちょっと記載の方をちょっと工夫させていただきます。はい。はい。規制庁コサクですよろしくお願いしますといっても一番最初に話になった。
1:11:59	何でここ変更になってんですかっていうところで、どこまで
1:12:04	具体明確にする必要があるのかにもよるとは思うんですけどよろしくお願いします。
1:12:13	はい。規制庁高橋ですちょっと今のちょっと関連してですね他のところでもですね。要は今回関連も含めて整理をしていただいたところなんですけれども、要はそのメインのところですね、は、
1:12:26	可能なところがかまか範囲で構いませんけれども、どこを主で書いたのかがちょっとわかるようにしていただくようお願いします。
1:12:36	ちょっとまとめちゃいまして私からは以上03は以上です。はい。
1:12:43	他規制庁から、03に関して確認事項等ありますでしょうか。
1:12:53	はい。世良さんよければ、
1:12:55	続いて04の施行時期に関してです。
1:12:59	この件、この資料に関して規制庁から確認事項等あればお願いします。
1:13:10	こちらの資料ですけど、
1:13:13	発信、私の方からまず確認をしたいと思います。
1:13:19	3ページ目をお願いします。
1:13:24	通しの3ページ目で中ぐらいにしかしながらっていう、
1:13:29	文章が家でありまして、これが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:13:33	ここの記載ですけれども当初7月末の認可を想定したこともあり、
1:13:37	云々かんぬんでサービス再整理をしたと。
1:13:41	証人に示す施工時期の
1:13:44	規定方針をとすることで再整理したと、というような表現になってますけれども、
1:13:49	こちらちょっと確認ですけれども、
1:13:54	仮に
1:13:56	7月末に我々が認可するなら問題はなかったっていうふうに、逆を言えば今読めるんですけれども、
1:14:03	こちらの表の1の中の工事完了時期を見ると8月末とか、そういうのもあったりとかしていずれにしても、
1:14:12	そちらの方の
1:14:14	工事等の準備不足というかそういうふうにはちょっと思えるんですけれども、その辺いかがでしょうか。
1:14:22	はい日本原燃出町でございます。衛藤3ページの表1に書いてあった、3件につきましては、当初7月、(3)番についても7月末にできるというところだったんですけれども、現状、
1:14:36	調達の関係を見ますと、パート3番の、
1:14:41	車庫の建設がなければですね、ちょっと材料調達にさらに時間がかかるということでこちら8月末っていうところになってございます。
1:14:52	なので江藤加古さんにつきましても、当初申請段階だと7月末だというところで、想定してございました。以上です。
1:15:05	あ、はいわかりましただから、御社の方でちょっと時期が延びてしまったということ
1:15:11	ということだと思いますので、はい、了解しました。
1:15:15	規制庁小阪です。今の話でいうと、我々の認可が、そちらの、
1:15:21	思い通りの4月であったとしても、今回ここ書かれたような補正はするということであって、淡々と補正して対応しますっていうことで理解すればいいんですか。
1:15:33	はい日本原燃、出町でございます。その理解でございます。あと3ページのしかしながらの文章、適切ではないと思いますので、ご説明させていただきます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:46	はい。規制庁コサクですわかりました。先ほどお話あったように、最初の方はP P規定との関係でそんなに早くもならなくなりそうな気がするんですけど、
1:15:56	いずれにしても、し、補正が必要だということで理解をしました。以上です。
1:16:06	はい。大橋ですけども、
1:16:09	他、確認したいと思います。
1:16:11	4 ページ目ですけれども、
1:16:16	表の 2 というのがありまして、その上から三つ目の、
1:16:22	ところですけども、
1:16:26	一番右の施工時期の機へ既定方針というようなところで、
1:16:30	表 1 に示す、規定すべて工事が完了した、完了し運用可能となった日以降というふうに書いてあってきてすべての表示に示す規定すべてっていうのはこれは、
1:16:41	3 ページ目の表だと思ったんですけどもこれは、その (1) から (3) すべてが完了した時期それともそれぞれごとってということなんですかね。
1:16:51	ちょっとその事実関係を確認したいんですけども。
1:16:55	やっぱり当時年末でございます。こちらでとして、ここは 3 ページの表の 1 の、括弧 1 から 3 のすべてが完了した費用、
1:17:06	から、藤社長がしてる指定するから、提供するというところで、この三つについては、同じ時期に適用したいというところでございます。以上です。
1:17:17	はい、わかりました。
1:17:23	規制庁コサク安念のためですけど、
1:17:26	具体的には使用前確認終了使用が確認し、
1:17:33	使用前確認資料なのか。
1:17:35	使用前事業者検査の当該設備の検査が終了。
1:17:40	なのかというところが少しよくわからなくて、
1:17:43	言うのも、
1:17:44	S A 関係だとする等、早目 2、その全体終了前 2、終わりにして、訓練とかも始めるっていうフェーズがあると思うんですけど、
1:17:54	そのあたりの進め方ってどうなるんですしたっけ。
1:18:00	はい。日本原燃上松でございます。こちら、行う案件、3 ページ目の表 1-3 につきましては、こちらは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:12	今のところ試験に足を事業者検査の方には、対応対象設備ではないという整理でございます、
1:18:22	こちらの方については
1:18:25	前にできるまでに、異課長と違いますけれども、(2)番の(3)番は、清野遠藤の方に使用しますけれども、こちらの方は
1:18:37	適応保安系が適用されるまでの間、排除されるまでの間は、もう1棟で行いまして、
1:18:47	配備された後に、実機を用いて訓練しているというところでございます。
1:18:53	これが今の予定ですと、使用前事業者検査の神野。
1:18:58	までの管理は、
1:19:01	事業を用いた運営ができるというところでございますのでそういうところで対応していきたいと今考えてございます。以上です。
1:19:11	等、
1:19:14	規制庁コサクです。貯水槽は先ほど、
1:19:19	資機材では幾つもう設工認であってというふうに言われてて、使用前確認の対使用前事業者検査使用前確認の対象のような気はするんですけど、
1:19:31	ここに書いてある他の資機材も同じだと思うんですけど、
1:19:34	一方でそこにとらわれずに、実物としてちゃんと設置して確認ができたら使用前各
1:19:42	保安規定上の施工はしちゃ、適用はして、運用しに切り換えていくということで使用前事業者検査全体終了を待たずに、適用に入りますということでもいいですか。
1:19:58	はい。衛藤日本原燃出町でございます。
1:20:01	今尾崎さんがおっしゃられた通りでございます、できるものは、順次、先ほどにして、保安院の方に報告施工は適用させていって、訓練等で確認していくということでございます。以上です。
1:20:19	はい。規制庁小竹です。そうだとすると、各条項ごとに順次適用していてもいいんじゃないかなという気はしますけど。
1:20:27	そちらの
1:20:30	フェーズの切り換えなり何なりで適切な範囲まとめてという、
1:20:34	ことかなとは思いますが、その辺り、実情を踏まえながらうまくその社長の規定です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:42	をしていただいたらいいんじゃないかなと思います。以上です。
1:20:48	はい。巡検年末でございます。了解いたしました。
1:20:55	はい。規制庁橋田です。
1:20:57	ちょっと確認続けたいと思いますけども、6ページ目お願いします。
1:21:04	これ6ページ目の四角囲いの下のところで、注というふうには書いてあって、
1:21:10	はい。そこで別紙1とかこの第3項別紙1と第4項別紙2は省略するというふうには書いてあるんですけども、これは、
1:21:20	今後補正申請出されますけどもそれを、その申請を見てくださいということなんですけど、何かどっか別に書いてあったりとか、
1:21:28	ないような気もするんですけども。
1:21:31	はい。衛藤。日本原燃和智でございます。6ページはちょっと別所元につけると、煩雑になるというところで6ページ上は省略してございますけども、実態としましては、
1:21:46	工藤別紙1と別紙2そのものをちょっと付けてございませんですけども、19ページ、
1:21:52	以降の別添1234のところがございますけども、例えば19ページですと、別添
1:22:03	えーっとですね、うちの中の現行分に、
1:22:08	というところで、こういうところが、すみません、間違えました。すみません、22ページでございます。22ページの別添2のところでございますけども、こちらのところの真ん中の変更位置っていうのがございますけども、
1:22:25	こちらが変更3までに要する情報になりますので、この変更1に関わる
1:22:33	ところを、創造の第3項の別紙1というところで、支出の方につけさせていただくということです。その辺のところは
1:22:42	運転を行う議案事項の
1:22:45	三つ目の丸ですか、のところにそういうことで説明をさせていただいて
1:22:59	ございます。以上です。
1:22:59	はい、了解しました。これちょっと、はい。
1:23:03	わかりました。
1:23:05	続いて、ですけども、
1:23:08	9ページ目ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:12	9 ページなの。
1:23:17	はい。
1:23:20	(2) のただし書きが下の方にあるんですけども、そこでこれちょっと確認ですけども、工事や運用上の制約がある設備各箇所、
1:23:31	奥情報スイセ装置というふうに戻って、一応これだけ書いてあるんですけども、
1:23:37	一応その 3 ページ目の、
1:23:40	契約型ある設備を見ると他にも (3) 番の設備とかあったりするんですけどもこれは他のやつは一応もうすでに規定されていてこれだけがまだ来ていただけないからと暮らしてるというかそういうことなんですか。
1:23:55	はい。日本原燃出町でございます。それでは工事や運用上の制約は設備の情報収集装置以外に、消防車の申しまして事業所への範囲もございませのでちょっと、
1:24:11	基準法は、そちらを追加した形で修正させていただきます。以上です。 はい。
1:24:18	はい。追加いただければと思います。
1:24:23	あとこれちょっと、
1:24:25	書きぶりだったと思うんですけど 10 ページ目ですけども、
1:24:28	10 ページ目の、2 段落目のまた書きの箇所ですけども、
1:24:32	ここで
1:24:39	言葉のあれですけども、そのファン付せ、このまた書きの最後の方で、
1:24:45	枠組みを適用し保安規定施行前までに準備を準備するというふうにあんですけども、
1:24:52	一応その
1:24:53	この施行前っていうのが図に中のセコウさんというふうに書いてあるんですけども、
1:25:00	一応施工 1 とか 2 とかっていうのは終わってる段階だと思うので、秋田施工前っていうのはそれ、
1:25:09	いう表現が適切かどうかっていうのがちょっと思ったんですけども、いかがでしょうか。
1:25:16	はい。衛藤五味出町でございます染谷と施工はもっと前段階されてますっていう表現の方は、修正させていただきます。それ以外の野瀬河野さんの時期までにまで、私はわかりました。わかってます。はい。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:31	そういう意味では、今後は修正させていただきます。以上です。
1:25:39	あれ、あとちょっと、これ最後確認ですけれども、
1:25:48	50 ページ目、50 ページ目ですけども、
1:25:55	一応
1:25:57	50、
1:25:58	当初の 50 ページの変更 12134 というのが並べてあって、セ変更 1 の時に消防自動車とかを配備してで、不足補佐変更の 3 で、その車庫に入れるっちゃうような、
1:26:13	ことだと思っんですけども、
1:26:15	変更 1 の段階では、
1:26:18	車庫がないところに置いておいて、変更さんの段階で車庫に入れるっていうそういう整理なんですかね。
1:26:27	はい。江藤。日本原燃出町でございます。衛藤 50 ページの変更事項、心にある一番上の段。
1:26:35	これ戸田委員の場合にはもし埋設事業所、車庫がない状態で、駐車場にとめ通りということで、
1:26:45	変更さんのところで、車庫ができた際には、間尺に行って、それらを入れるということでございます。以上です。はい。すみません。
1:26:55	確認です。ただ、
1:26:58	はい、えっと、
1:27:00	金城に関して私から以上ですけど他規制庁からありますでしょうか。
1:27:11	はい。ないようであれば続けたいと思います。続いて濃縮個別 05 火災及び自然災害、
1:27:20	ですけれども、こちらに関して規制庁から確認事項等あればお願いします。
1:27:37	規制庁の大橋ですけれども、ちょっとこれ、
1:27:40	少し確認させてください。4 ページ目をお願いします。
1:28:07	4 ページ目で、
1:28:10	事象があって、地震の部分の一番最後に 15 条で記載していた期間運転において云々というところですけども、こちらに関しては、第 2 段階保安規定のところの文章を見ると、
1:28:25	25 条の記載、噴火保安規定の 25 条の記載を、園部。
1:28:32	北井をその別添 1、2 の中に統合したと、いうふうなことが書いてありまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:40	25 条の許認可の 25 条を見ると、
1:28:53	1 以下運転を行う場合にはこれが 25 条の第 10 (8) の部分ですけれども、
1:29:00	品質の通知層において 1 機関激化を行う場合は、
1:29:06	云々とともに、なにした場合は、液化を停止して避難指示を行うと。
1:29:12	いうふうなことが書いてあるんですけども、今のその別添 1 の統合したと言われてるその別添 1 の中を見るとその避難指示の文言というのがちょっと読めない。
1:29:22	いいのかなというふうな気がするんですけども、この辺、どのように整理したのかちょっと教えていただけますでしょうか。
1:29:38	はい日本原燃出町でございます。見直しにつきましては、
1:29:45	当然ホームページの添付の 1 の 14 のタテウチの整備ところ、括弧人事 CEO、①、
1:29:55	ところで、17 日の発生または発生が予想される場合の、従事者の配置というところで、
1:30:05	ページでございますので 25 条で書かれていた部分につきましても、方に
1:30:11	要望というか、
1:30:14	反映したということでございます。以上です。
1:30:18	この①、
1:30:19	かなと思って。
1:30:22	この①のところを見る等、
1:30:24	放射線業務従事者へのっていうふうなことで、
1:30:28	元の 25 条の (8) にはない表現が加わったりはしてるんですけども、これは整合とれてるということで、
1:30:38	江藤本江の町でございます。江藤。こちらの放射線従事者の避難指示というのは他の方で、衛藤に記載でございますので、そちらの、よく整合性計算で、
1:30:50	に合わせた形で計上します。
1:30:59	はい、わかりました。
1:31:06	部長の記載を添付 1 の方でっていう話なんですけど、添付 1 だと事象とかが限定されてくるように思うんですけど、もともと 25 条の両括弧走って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:17	その自然事象なりを限定した形に対して適用するものとして記載されていたものですか。
1:31:27	はい日本原電はでございます。これ 25 条は、地震を想定した形で規定しているものでございまして、地震があった場合、
1:31:37	第 8 号でいうと、異常情報を検知した場合ですので、1 地震が、の発生が予想される場合も含めた形で、
1:31:48	そういう保険出た場合は、カミデの停止っていうところで定めて、
1:31:53	おられました。
1:31:54	定義上で、完全に地震という言葉がちょっとないんですけども、1 としては 25 条は、あくまでも医師。
1:32:02	2、あった場合に対応するということで規定してございました。以上です。
1:32:12	店長の藤村です。
1:32:14	今の説明だと、地震のときにという話で、記載では地震というふうには限定してなかったけど、
1:32:22	地震も含めた異常情報っていう話なんだっていう説明だと、もう少し本当に広い意味も含めてたようにも思えたんですけど、違うんですかね。
1:32:32	そこ自身以外ではこういったことは起こらない。
1:32:36	異常情報っていう話は、地震以外に、
1:32:39	全く想定してない。
1:32:44	衛藤アボ三明町でございます。ちょっとすいません、起こらないっていうのはちょっと想定しているわけじゃなくて、申請基準に適合する前の経過措置の段階でこちらの方、
1:32:57	追加した部分でして、その段階では他の自然災害の場合についてはまだどういう対応をするかってのは整理されてないという部分の中で、
1:33:07	まずは市に対してどうするのか、本件の中でも決めるところで、25 条を通過した経緯がございます。
1:33:17	なので現在新基準に適用するということで、他の
1:33:22	事情も含めて、記載して、規定しているということで 25 条で、地震の中で、統一による措置というのは今の自然災害理由、技師の方に含めて、今回、統合して指定しようということで、変更の方はでございます。以上です。
1:33:42	オオハシですけども、
1:33:44	地震のところで書いてある

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:47	②のこの記載に関しては他のところにも、火山とか、
1:33:53	化学物質の放出とかにも同じような文言があるので、地震に限らず他のところでも展開されてるのかなとちょっと思ってたんですけども、そういうことではない。
1:34:09	という表現でございます。すみません、繰り返しになってしまって申し訳ないんですけども、これ 25 年はやはり新基準適合前、
1:34:18	経過措置の中で、運転をしていく際の措置というのを決めたということではございますので、この時には、実施だけを、
1:34:31	限定した形で想定して、規定してございました。
1:34:35	今どうぞ、衛藤 25 条は
1:34:38	意匠権できてませんので、
1:34:41	他の事象に展開したところ、ちょっといえる、今何かいえるかと思いきですけども、当時の 25 条規定した際には、
1:34:51	まずは地震というところで、限定した形で意見させていただいたので、説明の方、4、資料、
1:34:59	個別のの 4 ページの説明の方でも、地震法に統合して説明をさせていただいております。以上です。
1:35:12	西部の内村です
1:35:15	内容としては置き換えしたのでその辺りをきちんとこの資料何なのか、あと新設とかでもそうなんですけどねこの理由がかなりふわっとしてしまっているので、多少そういったところもわかるように記載していただけるとありがたいかなと思います。
1:35:29	以上です。
1:35:33	はい日本原燃出町でございます。個別の方の 4 ページなり、ちょっとこちらの方は充実させていただきます。以上です。
1:35:47	はい。
1:35:49	ちょっと他、すみません。規制庁大橋ですけども。
1:35:55	あと確認ですけども、同じそのところの、
1:35:58	右のところで、地震の発生が予測される場合の 5 日運転停止についてはっていうのはこれは、
1:36:05	地震の発生が予測される場合っていうのは、何か余震とかそういうことなんでしょうか。
1:36:12	はい日本原電でございます。これ 25 条を決めたときからそうなんですけども

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:19	私携帯電話インフラの方、
1:36:22	緊急地震速報ですね、そういうのも踏まえて、地震が来る前に土岐に行くところを規定してございました。以上です。
1:36:36	はい。
1:36:44	あとちょっと1点細かい点ですけども、8ページ目の、
1:36:50	変更理由の一番下のところで、
1:36:56	他の。
1:36:57	ここの8ページ目の一番、変更理由の一番下で、本基準2ポツ、
1:37:03	全般における表現適正かつんだけど、これ保育基準っていうのはこれ、
1:37:08	本、本保安規定っていうそういう意味なんですかね。
1:37:13	はい。すみません、言葉足らずで申しわけないけど衛藤本店というのは県と市の
1:37:22	火災、自然災害等発生時の対応にかかる実施しているという、さしてございまして、それがちょっとわかるような、報酬、
1:37:31	あります。以上です。わかりました。はい。
1:37:35	はい。私からは、本日は以上です。
1:37:43	はい。
1:37:46	よろしければ、進めたいと思います。続いて、個別06の、
1:37:52	資機材に関して、規制庁から確認事項等あればお願いします。
1:37:59	はい規制庁高橋です。ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。間違えてしまいました。
1:38:06	ですね私からはですね、前回コメントをして修正していただいた予備のところですね、念のため表現ぶり程度ですけど確認をさせていただきます。
1:38:18	3ページ4ページのところなんですけど、
1:38:22	今回の件では、予備のところほせせ米印で補足をしていただいて、要は他施設で、
1:38:32	使えるものが用意されてるので、それを予備として使えるから予備数としては設置しないけど予備がありますよとそういう趣旨としてはそういう説明かと思うんですけどまずその理解でよろしいでしょうか。
1:38:46	はい。日本原電でございます。その通りでございます。以上です。はい。規制庁高橋です。それを踏まえてなんですけれども、ちょっとこの米印1と2の記載のところの最後のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:59	それぞれ加工施設の予備として管理するとかですね、或いはどう水曜日として管理するっていう書き方をされてるんですけどもこれは加工、何だろう、加工施設が運用濃縮側で管理するということ。
1:39:11	ではなくってその持っている相手側の施設で管理しているものをちゃんと使える状態になってる或いは使えるような、
1:39:19	形になってしているということを確認するとかそ管理するとそういう意味なんですかちょっとそこの説明をお願いしますでしょうか。
1:39:28	はい。衛藤。日本原燃松尾でございます。衛藤。
1:39:31	※1 だとこれフェスとも共有してる設備がございますけども、そうしまして、例えば、
1:39:39	もうこの機器が例えば 10 個あったとして、午後は同種専用として使うと。ここは別の方で使用する。ただ、何かあった場合は、町で使ってる方向についても、後及びとして使うというところがございますので、
1:39:59	これせめて今回 10、
1:40:02	10 個を、能力としての保有数という形で、保安院の方で規定させていただいておりますので、その予備の分についても、濃縮として管理しているというところがございます。
1:40:15	以上です。はい。規制庁高橋です。つまりの埋設側で共用して使うとしても濃縮側の昆判定にこちらの方で数を数えているので、管理は濃縮側でやると、そういう理解ですね。わかりました。はい。
1:40:29	であればこの表面で確認しました。はい。以上です。
1:40:38	はい。規制庁大橋ですけれども。
1:40:43	11 ページ目をお願いします。
1:40:50	11 ページ目の一番下の 1F 対応薬品という箇所ですけれども、
1:40:58	ここちょっと考え方を教えて欲しいんですけども、事業許可においては
1:41:05	濃縮埋設事業所再処理事業所に囲い一式以上というふうに書いてあって、右の方の
1:41:14	確保保管場所の保有数見ると、再処理事業所、
1:41:19	各健康管理センターということで、
1:41:22	許可の時に定めていた濃縮埋設事業所っていうの記載はないんですけども、これは、
1:41:29	何か
1:41:30	考え方が変わったとか、何か大城川下阿藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:36	今回を記載した考え方について教え、
1:41:40	説明いただけますでしょうか。
1:41:44	はい。江藤。日本原燃出町でございます。チェック対応薬品につきましては、
1:41:50	現に状況する看護師の方が承知されて、処置するために今使う薬品というところで、看護師につきましては年埋設事業所ではなくて、再処理事業等、
1:42:02	こういうふうに常駐してるというところで、そちらの方に入り方を変えたということで、
1:42:09	実際その中で、ことが起こった時には最初の方から看護師さんと家具薬品等を取得して持ってきて、うちの方で応急処置した後に、
1:42:25	恒設の病院とかに運ぶところを想定してございます。以上です。
1:42:31	事業許可時においては、
1:42:35	その看護師さんがどこにいるとかそういったことはまだ決められてなくて、
1:42:40	今はもう決まってるから再処理事業所っていうふうに記載したとかそういうことなんでしょうか。
1:42:49	はい。江藤人間がでございます。こちらの薬品を使うというのはちょっと、
1:42:54	医療行為に当たるという恐れがあったというところで、当事業許可の段階ではそこはまだちょっと詰めきれてなかったんですけども、実際両方に当たるというところで看護師なり医師、
1:43:06	資格は使えないというところで、今回の保安規定については、再処理事業所の方に配布するという形に整理し直し、
1:43:15	以上です。
1:43:20	規制庁タカハシちょっと今のに関連してなんですけど先ほどちょっとの質問とも関連するんですが、今のチェック対応薬品で再処理の方に置いているということで先ほどの
1:43:31	通信連絡とかは、共用するにしても濃縮側で管理するというふうに言われたと思うんですけども、この役員については、
1:43:39	もう同じかさっきの注釈では、管理する曜日として管理するってなってますが、これは再処理側で管理するということなんでしょうかね等の確認なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:50	はい日本原燃出町でございます。教育薬品ですので、こういうものでございます。先ほど仰っ説明しましたようにと申します事業を受けない。
1:44:02	2号にあたる場合がございます、最初の方にさせていただいてると。以上です。はい、高瀬様は沖ハセガワの方、
1:44:17	場所が最初というだけで、物としては農畜のものということで理解しました。
1:44:22	すいません、小阪です。
1:44:24	よくごめんなさいわかんないですけど、
1:44:27	再処理に置いてあっていいんですかね。
1:44:32	使う人って、野内空のところにいる人であって、
1:44:37	その人の新田
1:44:40	を守るためのものが何で最初に置いてあるんでしょうか。
1:44:50	その使用管理するのは再処理にいる、メディカルセンターですか何かわかんないですけど、その人だっていうのはいいんですけど。
1:45:03	はい日本原燃上松でございます。薬事法上の医師を看護師何か常駐する場所に夜勤を、
1:45:14	何かするっていうところは決まっておりますので、
1:45:18	量調節するというのは最初に事業所になってしまうので、そちらの方に、
1:45:23	増えるということでございます。以上です。
1:45:28	規制庁土佐です。常駐という縛りがあるということで理解をしましたが、そうだとするとより一層どう使うんだっていうところを速やかに使えるようにしていくってということだと思んですがその辺りの配慮、
1:45:49	はい日本原燃出町でございます。そういう業態応用の緊急車両とか、原燃独自の車両も今配備してございますんで、衛藤。
1:46:01	何か事象が起きて、もし区の方から連絡がいったら、いや、
1:46:08	公務というか、そういう形で専用の車両で、駆けつけていただけるという範囲は、ちょっとでございます。以上です。
1:46:19	鉛直ですすみません私ATFを使った経験がないので、あまり切迫感とかはよくわからないんですけど、
1:46:28	今の薬剤なんかわあ、なるべく早くやるということが必要なのかなと思ってお聞きをしてるんですけど、緊急車両でもっ散らして、
1:46:41	その現場で応急処置をして、
1:46:45	医療センターにも連れていくって感じになるんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:51	日本原燃までございます。すいません。説明申し訳ないです。江藤。まずは衛藤さん、被ばくした暴露した看護ですね、いずれ。
1:47:02	流すや洗い流すっていう装置がまず第1優先でございまして、そのあとにその対応やってるところです。水が入りますのはあの人は必要なく、周りの人、お知らせを受けながら、後の工場。
1:47:19	管理人の中で、まずは洗い直すでその後に、高見さんとか、かて地点で、薬品を得するという形になります。以上です。
1:47:31	はい、規制庁コサクですわかりました。これはセ体制として整備されているということで理解をしますけどよろしいですよ。
1:47:41	はいと表現はしてございます。こちらの方マニュアル等の制限をしていく必要がございます。以上です。
1:47:48	はい。二つです。了解しました。
1:47:52	清家オオハシですけれども。
1:47:55	一見ちょっと誤字だと思うんですけども確認をしたいんですけども6ページ目をお願いします。
1:48:03	6ページ目の中ほどに緊急緊急時電話回線っていうのがあって、右側の方に、その保安、
1:48:11	保有制の考え方等っていうのがあって、社外機関との連絡は7%で予備が6だったんですけどもこれ、6、6系統ってことで、6回線ってことでいいですかね。
1:48:24	はい日本原燃出町でございます。郡司でございます。若井先生でございます。どうぞ。はい。はい。
1:48:33	最終版でいいので、
1:48:35	直していただければと思います。
1:48:37	はい。
1:48:38	江藤 06 に関しては、私から以上ですけど他規制庁からありますでしょうか。
1:48:45	はい。衛藤。なければ、
1:48:49	07 は特にないと思いますけども、続いて 08 位の設備所掌の資料ですけども、
1:48:57	こちら規制庁から確認事項等あればお願いします。
1:49:04	あ、はい。規制庁高梨です。
1:49:07	ちょっと待ってください。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:10	ちょっと修正された箇所のちょっと言葉の確認をします。撮影いたしますのでちょっとお願いします。えーとですね。
1:49:19	ちょっとお待ちください。
1:49:21	まず通しの8ページですね。
1:49:30	はい。ここで括弧、
1:49:34	2だったかな。
1:49:36	括弧2のaポツのところですけども、
1:49:41	第2パラグラフのところで同基準っていう言葉が使われてるんですがこれはどの、何の基準をさせるのかっていうのを、
1:49:49	説明してください。
1:49:55	はい。日本原燃の里でございます。
1:49:59	前述の3、
1:50:02	あ、すいません、ちょっと
1:50:15	3、平成3ポツ(2)の①と記載しておりまして、ここが4ページ、個人番号の4ページで言う、
1:50:26	巡視点検を行う設備等の前提の除外規定のところになります。有し点検設備を行う設備として、
1:50:37	マウンテンという設備っていうのはこの①のところ、
1:50:49	指しておりまして中央制御室で監視できる設備の設置っていうところに繋がってくるということで、
1:50:59	思います。以上です。
1:51:02	規制庁高橋です今おっしゃった4ページの(2)のところの下の①のところということだと思うんですけども、ちょっとその関係がこの記載でちょっとわからないので、
1:51:14	それはちょっともう少しわかるように修正いただけますでしょうか。ちょっと。うん。
1:51:21	はい。日本原燃の館でございます。はい。衛藤代表するところがわかるように、表現の方をしていただきます。以上です。はい。伊賀先生お願いします。
1:51:32	はい。都築って大丈夫。
1:51:35	あと、続けて、次の9ページのところなんですけど、これは本当にささいな子供の問題だけなので、確認だけです。
1:51:45	どうぞ。最初の(3)の最初のパラグラフの後半のところなんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:51	新規制基準に係る技術基準の適合性を示し設工認、括弧或いはとかの認可を書いてあるんですが、
1:52:01	これは、
1:52:02	その新規制基準に係る技術基準適合性を示す設工認そのものはこれだけではなくて他にあるけどそのうちの、これの認可後っていうふうに限定してるってことで、
1:52:12	いいですよ、よろしいですよということを確認だけです。
1:52:17	はい。現状日本原燃の加地でございます。若輩設備についてはあれです。
1:52:25	基準の適合性を示す。
1:52:26	汚泥というのは考えておりますので、そちらのタイミングで、再度記載するということを検討しておりました。以上です。はい。ありがとうございます。出町です。江藤。
1:52:37	これそちらの議会の通りでございます、施行にわたりますけれども、或いは廃棄物関連から説明に、
1:52:45	をさしていただき、そのうちの説明をさせているということでございます。以上です。
1:52:51	はい。規制庁高橋です理解いたしました。
1:52:55	規制庁コサクですけど、念のためですが、誤解を生むのはその前に新基準せ、新規制基準に係る云々とかって書いてちゃってるから良くなって、
1:53:06	新規制基準対応の設工認は分割で誤開てすでに終わっててっていうところですね。なんで、
1:53:13	結構人の表現をするときに気をつけてちゃんと書いてくださいねっていうことだと思います。
1:53:20	はい。衛藤日本原燃上松でございます。了解いたしました。ちょっと適切に修正いたします。以上です。
1:53:27	はい規制庁タカナシ進めたことはあれですけども、そのことでお願いします。それから、あわせて、これも言葉の話ですが、次の10ページのところ10ページだけじゃなく、10ページ以降のところでも幾つかあるんですが、どこだっけ。
1:53:41	例えばで言うと10ページで言うと、知った。
1:53:46	から二つ目の塊のところの真ん中あたりに、
1:53:50	天田上あたりに補正だと補正対応という言葉が一つあるんですがこれ補正対応ってこれはどういう意味で書かれてるのかちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:53:58	説明いただけますでしょうか。
1:53:59	要は他の理由たとえば規制の適正化とか、設備の新設がその理由が、修正の理由が書かれてるんですけど、これだけ補正対応って何か今後の何か意思というか
1:54:10	分かれてるんですがちょっとここの違いというか、意図をご説明してください。
1:54:17	はい。日本原燃の方でございます。そういう言いますと例えば記載の適正化とか、そういったタイトルが書いてございますけれども、こちらの方は今、
1:54:29	変更するところの変更理由の間を、その説明みたいな形で記載しております。
1:54:36	補正対応と書いてあるところなんですけども、こちらは、本文の
1:54:46	今回日本原燃和智でございます。ちょっとすみません、それだと現行を申請させていただいてる変更理由と、今後補正するための対応方針になるまで、混在して書かさせて、書いてございます。
1:55:01	それはちょっと海岸法で、あまり地区別組織ですとか、文章としては構成が今後やっていく方向性対応でやっていくというところを話させていただけます。
1:55:14	角谷と10ページのそれ以降の表もそうですけども、添付の頭の対応ですが、変更内容に関わる説明というのはちょっと適切ではないのかなと感じておりますし、
1:55:27	補正対応であればもうちょっと、何か別な製作なりをするというようなところ、手当をしたいと考えてございます。以上です。
1:55:37	はい規制庁タカハシ補正今後どういう補正するかってのがわかるというのはそれはそれで一つの情報ですので、記載されることをあれ、
1:55:46	必要とか有用な情報かとは思いますが、ちょっとまざっているのですね、ちょっと意味がわかりにくくなりますんでその整理をお願いします。以上です。
1:55:59	規制庁の藤原です。私から1点確認させてください。通しページで4ページから5ページぐらいのところに書かれている、先ほど少しご説明しました別表3のところに記載なんですけど、
1:56:11	こちらで、
1:56:14	④のところに、
1:56:15	別に18

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:17	話も書いてあって、
1:56:19	ここに書かれてしまうと、上の当初でいくと、
1:56:22	除く方に、
1:56:23	現場の方に、
1:56:25	入ってしまう気がしていて、28条から29社8の中と。
1:56:31	うん。両参考でかぶっている設備、
1:56:35	機器があったように思うんですけど、その辺の整理ってどうなってますか。
1:56:44	はい。日本原燃の館でございます。こちら、刀禰容子
1:56:53	さんで巡視点検する設備の儀間広江を、
1:57:01	今、除外すると、別途管理に充てるものは除外するというふうにしておりますけれども、こちらその後、
1:57:10	主な予算というのがもともと別表1の当施設の
1:57:19	すみません、少々お待ちください。
1:57:34	申し訳ございませんでした。巡視点検設備としてまず、28と19してる中で、今あるのかというところのご指摘いただくとお思いますけれども、
1:57:46	どうしてもあまりループしてるものもでございます。
1:57:49	なのでちょっとこの辺、記載の方がちょっと適切ではなかったと思っておりますのでちょっとこの辺はちょっと記載が適切に何聴取、
1:57:59	修正させていただきたいと思えます。以上です。
1:58:04	わかりました。
1:58:05	それは西橋の上の方に書かれてるちょっと泊君なんかこういったところに入るって話をしたいのかなとは認識しているので、その辺わかりやすいように、せっかくつけてください。お願いします。
1:58:22	規制庁大橋ですけれども、
1:58:26	ちょっと確認したいんですけども、今回この資料を見ると、一応
1:58:31	へー。
1:58:33	別表の1と5と。
1:58:36	28は、フロー。
1:58:39	こういうフローに変えましたと、いうことなんですけれども、これは、
1:58:44	原燃の他施設との関係でいくと、
1:58:47	他施設もこういうふうなフローにしてるんでしょうか。例えばそういうのと整合をとったとかそういうことが背景にあたりするんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:01	2年前の形でございます。すいません。施設の状況は、雰囲気にはして おりません。従来、
1:59:11	認可対象設備等を別表1の範囲とするとかその辺は、後として考えがあ りましたのでそちらの考えをベースに今回、そこは見直し、
1:59:23	いうところになります。以上です。
1:59:30	なんか別表-1とか別表の方とかは濃縮特有の考え方があるのかなとい う気がするんですけども、別表の28丹っていうのは、
1:59:40	割と他施設との共通するような考え方なのかなっていうんですけども、 そういった、
1:59:46	他施設との、ここは整合とかは、取る必要はないとお考えなんで、
2:00:02	ちょっとお待ちください。
2:00:17	そして、人間でございます。それと提供事業計画につきましては再処理 施設等につきましても、除染測定器というものを勘案して、表のほうに 定めて管理しているということでございます。そっちの方圧雪も成功を とる。
2:00:34	奈須です。
2:00:36	はい、わかりました。
2:00:50	はい。
2:00:51	他、
2:00:54	個別08で、
2:00:58	はい。特にないようであれば、進めたいと思いますけど、09の仕事特 によろしいですかね。
2:01:07	はい。
2:01:08	衛藤。
2:01:11	こちらからの
2:01:13	確認したい点は以上です。
2:01:15	はい。
2:01:16	全体を通じて規制庁側から指摘し忘れた点っていうか、確認した意見等 ありますでしょうか。
2:01:25	先ほど、そうですね、フード関係の話でも説明できますでしょうか。
2:01:32	はい。江藤議員。調べまして、ご説明させていただきます。はい。すい ません、日本に担当しています。もしくはサカモトでございます。
2:01:42	先ほど、ドラフトチェンバ等の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:45	災害の取扱料でございますが、そちらの経緯といたしましては、少しちよっとさかのぼるんですが、2015年度保安検査、
2:01:55	この際に、分析室、当時も分析しないとして16キロで含量管理するというパターンと決めてやっていたんですけども、
2:02:04	個別の割とチェンバーとかそういうのを気でなんていうんだ、そういう感じをちゃんとすべきじゃないかという、を受けまして、
2:02:12	当時それ設工認に何か言っているのかということを確認して、当時セコム煙が重要度だけがとり実際の成立として書くのか、取り扱い実際使う強度株価記載がバラバラで、
2:02:27	当初、%未満た所、昭和にしっかり申請したものだ、本当に使うのを最大値という意識がないような授業で借りたりして、
2:02:39	その辺があって統一されてるんだっていうところがございました。
2:02:43	で、それも含め、踏まえて、2017年に事業許可の際にご説明して、ドラフトチェンバをと。
2:02:51	として、授業1キロ、これを最大値として全部管理しますと、いう宣言をして、そのあとの設置工事の第1分冊、
2:03:00	第1回申請、新基準の耐震性ですが、この時にドラフトチェンバすべて更新して、管理値、最大取扱量としては1キロまで統一して管理しますという宣言をして、設工認として申請した。
2:03:13	いうところでございます。そちらが工事されて、認可を受けたところで保安規定の方も、今後、
2:03:21	1キロという形で統一した考え方のもと、整理されているということでございます。以上です。
2:03:29	規制庁コサクです経緯はわかりましたが、今の話だと、第1回設工認だということだとすると、
2:03:38	前回の保安規定変更で入れられたんじゃないかっていう気もするんですけど。
2:03:44	その辺りはどうなってます。
2:03:50	今回日本原燃大町でございます。後、第1回から第3回につきましてもちょっとまだ設計工事等は、途中決算終わってますけども、5章はまだいただいてない。
2:04:04	状況でございますので、保安規定のほうには一段階予定はしていないというところでございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:13	規制庁コサクですわかりました。そうすると、現行の最大取り扱いウラン量っていうものは、
2:04:23	最大値を変え、先立って書いてあるから最大値では、本来あるんですけど、運用上
2:04:30	決めてあったと、いうことなんだけど、新基準適合の設工認に於いて、それぞれの管理値っていうのを整理をして、1キロに統一をし、それを保安規定上反映したと。
2:04:45	ということで理解をしました。で、
2:04:50	と言いつつ、管理ちいな1キロでいいのかっていう説明はちゃんとしておいていただいた方がいいかなと。
2:04:58	思うんですけど。
2:04:59	設工認でこういうような説明してありますよとか、
2:05:04	内容的に追えるように、
2:05:06	今回の説明資料を作っていましたか。
2:05:15	うん。
2:05:20	はい。はい。衛藤。日本原燃上松でございます。保安規定の説明資料ではちょっとそこは、
2:05:26	説明のほうを記載してございませんので、
2:05:33	ちょっと追加する形で、接道からどのように考えたのかっていうちょっと説明を追加する形で、資料6を設定させていただきます。以上です。
2:05:42	はい。規制庁コサクですよろしくお願ひします。今口頭で説明いただいたような経緯とかも含めて書いていただいて、内容としてこれで問題ありませんよってというのが、それ、それプラス、わかって、
2:05:54	ということでまとめていただければと思います。よろしくお願ひします。
2:06:00	清町の江藤1票協議を変更デート※印を、
2:06:07	その時に先ほどの話で、
2:06:10	何か、11から14年のって話は不要かなとは思っても、設定値んで先ほど当たりみたいな言葉まですべて消しても、自明でわかるっていう理解でいいんでしょうか。
2:06:30	若井日本原燃山路でございます。従来ですと、ナンバーでの1作業当たりというところで規定してございましたけれども、それはなくても分析陳述をして、それ最大値を1キロというところが、
2:06:49	形状であれば、それが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:54	フジワラ作業日の1キロは担保するということになりますので、
2:07:00	現状経費についての注釈については削除させていただいております。以上です。
2:07:16	規制庁コサクです説明は理解できるんですけど、もともとなんで書いてあったんですかね、じゃあっていう感じなんですけど。
2:07:31	はい、江藤稲毛でございます。ちょっともう一度整理させていただいて、必要であれば、補正の方で注釈を入れるなり、
2:07:41	させていただきますとその前に先ほどの1キロのこういうふうにございますので、その説明をさせていただいた上で、その補正の方に、必要に応じて
2:07:56	反映させていただきたいと思います。以上です。
2:08:00	規制庁小坂です。私自身は消すことにそんなに異論はなくてですね。
2:08:07	考え方が整理されていればと思うんですけど、元でいうと、スクラバー月ドラフトチェンバって、
2:08:16	どうなってんだと。
2:08:18	いうと、
2:08:23	ナンバー1から10が0.07。
2:08:27	11から14が1キロっていう、
2:08:31	規定に、
2:08:34	なっていて、
2:08:37	その対応。
2:08:38	別表4がですね。
2:08:42	もともと1キロになっている。
2:08:45	範疇について、
2:08:48	要求ではそれに注釈を振られていると。
2:08:52	ということなので、別表間で、
2:08:57	書き方が違っているというところの、
2:09:01	過去に、
2:09:02	何でこうなったのかっていう説明をまずしていただければというところだと思います。
2:09:14	作業あたり、
2:09:17	言わなきゃいけない理由は、
2:09:21	なんか、複数の作業があってその内数として、この作業では、その内数この分までに制限しますよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:30	という意味合いであれば書く必要があるかなと思うんですけど、最大値一緒なので、結局引っかけちゃうじゃんという意味では書く必要が本当はなかったのかなっていう気もしますし、
2:09:44	説明をしたところで、こうあるべきだと改めて思ったのであればそういうふうに資料を作っていただければと思いますけど、内容をまず説明ということで、先ほど進めていただければと思います。
2:09:58	江藤江藤です。作業あたりは、プラントチャンバーの11番から14番で扱う場合に1キロというのをちょっと限定していたかったというのは、現行の7、
2:10:16	ございましたので、そういう意味だと変更後ですと、マドンナこちらでも1キロというのは、
2:10:24	内野マネージャーされるということでございます。先ほど申しましたけども、訂正作業を行ったとしても、
2:10:33	合計で1期の報告を得ることがないような管理をしていくことになりますので、その意味ではちょっと注釈はいらぬのかなというふうな形でございます。この辺、整理して、資料のほうに落とし込んだ上で、
2:10:48	どうするかを決めたいと思います。はい。わかりました。その意味では先ほどの0.07だったり0.04っていうのを、一色。
2:10:59	同じ管理するようにしたということによって、この補足も必要なくなったと。
2:11:05	ということで理解をしますので、あのさ、先ほどのの経緯なり何なりっていうのも含めて、対応できるかと思っておりますので、よろしく願います。
2:11:21	はい。他、規制庁から確認事項等ありますでしょうか。
2:11:28	はい。ないようであれば、日本原燃から最後、
2:11:32	今後のスケジュールについて説明をお願いします。6月10日に補正というふうなことで聞いてますけれども、それとこの補足説明資料の修正とかそういった点も含めて説明をお願いします。
2:11:47	はい。日本原燃佐藤でございます。まず本日のヒアリングを通じて修正がある埋設前者、模式いずれの説明書につきましても、
2:11:58	毛利理事。
2:12:04	まずまず申請につきましては6月とかということで予定通り行わせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。
2:12:11	あと補足説明資料の修正等につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:16	遅くとも今週中には提出するように、
2:12:19	実を進めていきたいと思います。
2:12:23	資料のところ、
2:12:27	一緒。失礼いたしました。修正いたします。申請のご説明のときにあわせて資料については、提出いたします。
2:12:35	以上です。
2:12:37	すいません、補足説明資料の提出はいつになりますか。
2:12:44	はい刀禰佐藤でございます。特則説明資料の修正したもの、修正したものにつきましては、今週中、
2:12:54	更新や説明、提出を目標に作業を進めていきたいと思います。
2:13:01	規制庁コサクです。何か出世こうなされてるようですが、基本的には大分、
2:13:09	詰まってきてるような気がしますので、作業もそんな多くないでしょうから、今週中に作業して提出できるものはしていただいて、
2:13:18	補正までに確認できることというのは確認していきたいと思います。
2:13:23	一方では、変更した補正準備があって、そちらのクリアプロセスがあってということがあって10日を迎えるんでしょうから、
2:13:32	その過程の中で、補足説明資料の修正が必要になったと、いうことであれば、申請に合わせて提出をしてください。よろしくお願いします。わかりました。
2:13:43	日本原燃佐藤です。失礼いたしました。そのように対応いたしますありがとうございます。
2:13:48	よろしくお願いします。規制庁から、今のスケジュールに他ありますでしょうか。
2:13:53	はい。ないようであれば、これで終わりにしたいと思います録音の方を停止してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。